

令和6年12月以降のセーフティネット保証5号認定申請の主な変更点

1. **売上高要件において指定業種と非指定業種の両方を営んでいる事業者の申請方法が統一**

- これまで、兼業の状況により認定要件が3パターンに分かれていたものが、2パターンに変更されます。

現行		12月以降	
(イ)-1	<p>【1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合】</p> <p>【営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合】</p> <p>最近3か月の売上高が前年同期に比して5%以上減少していること。</p>	(イ)-1	<p>【指定業種に属する事業のみを営んでいる場合】</p> <p>最近3か月の売上高が前年同期に比して5%以上減少していること。</p>
(イ)-2	<p>【主たる事業（最近1年間の売上高等が最も大きい事業）が属する業種（主たる業種）が指定業種である場合】</p> <p>「主たる事業」と「事業全体」のそれぞれの最近3か月の売上高が、前年同期と比較して5%以上減少していること</p>	(イ)-2	<p>【指定業種と非指定業種を営んでいる場合】</p> <p>最近3か月の「指定業種の事業」の売上高が「事業全体」の売上高の5%以上を占めており、かつ、「事業全体」と「指定業種の事業」のそれぞれの最近3か月の売上高が、前年同期と比較して5%以上減少していること。</p>
(イ)-3	<p>【指定業種に属する事業の売上高等の減少が申請者全体の売上高等に相当程度の影響を与えている場合】</p> <p>「指定業種の事業」の最近3か月の売上高の減少額が「事業全体」の売上高前年同期の売上高に対して5%以上減少しており、かつ、「事業全体」の売上高が前年同期と比較して5%以上減少していること。</p>	統合	

2. **利益率要件**

- 為替相場の変動や人手不足等、個社ではどうすることもできない外的要因による原材料費や人件費等の増加によって利益率の減少が生じている場合、利益率要件での申請ができるようになります。具体的な要件は以下のとおりです。

12月以降	
(ハ)ー1	【指定業種に属する事業のみを営んでいる場合】 最近3か月の月平均売上高営業利益率が、前年同期と比較して20%以上減少していること。
(ハ)ー2	【指定業種と非指定業種を営んでいる場合】 最近3か月における「指定業種の事業」の売上高が「事業全体」の売上高の5%以上を占めており、かつ、「事業全体」と「指定業種の事業」のそれぞれの最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して20%以上減少していること。

3. **計算書の記入内容の資料（試算表、法人概況説明書、売上台帳等）の提出が必須となります**

- 利益率要件での申請の場合、試算表が必須です。